小・中学校に通うお子さんをお持ちの保護者の皆様へ

かねやままちしゅうがくえんじょせいど
金山町就学援助制度について

金山町教育委員会 学校教育係　℡32-0075

1. 金山町就学援助制度とは・・・

金山町では、子どもたちが滞りなく義務教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者の方に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う「就学援助制度」を設けています。

2. 就学援助を受けることができる方・・・

原則として金山町に住所を有し、金山町立学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、金山町教育委員会の認定基準に基づく審査により「要保護」又は「準要保護」として認定を受けた方。

(1)「要保護」・・・・・生活保護を受けている世帯（生活保護世帯）

(2)「準要保護」・・・「要保護」に準ずる程度に生活が困窮していると認められた世帯

（前年度又は当該年度において、次のいずれかの要件に該当する方）

- ○ 生活保護の停止又は廃止
- ○ 市町村民税の非課税世帯または
  保護者が児童扶養手当（全部支給に限る）を受給している世帯
- ○ 非課税世帯に相当する世帯（世帯の総収入が、生活保護基準額の1.3倍以下）
- ○ 援助の必要があると教育委員会が認めた者

3. 申請方法・申請時期について・・・

学校に申請書がありますので、必要事項を記入し、添付書類を添えて学校に提出してください。
（なお、援助を受けるためには、毎年度の申請が必要になります。）

※年度当初申請（4月認定）は、学校が指定する期日までに提出してください。

※年度途中の申請は随時受け付けています。

4. 手続きの流れ

学校長の所見と場合によっては地区民生委員の意見を参考としながら、世帯の収入や生活状態等を総合的に判断して認定となります。

保護者から学校へ申請書の提出
※申請内容や現在の状況などを聞き取ります
→ 学校長の意見を添え必要書類を教育委員会に送付
→ 教育委員会で認定要件の確認及び審査（認定会議）
→ 認定の結果を学校を経由して保護者へ通知

※ 認定には、申請してから約１ヶ月ほどかかります

5. その他

○同じ住所で世帯分離している場合でも同じ家に住んでいる場合には、同一生計の世帯員とみなします。

○1月1日現在で、住所が市外の場合は、1月1日時点の居住地（前の市町村）で課税証明書が必要です。

○虚偽の申請により就学援助を受けたことが判明した場合は、援助費を返還していただく場合があります。認定から外れたとき、 ご家族の状況に変更が生じた場合（再婚や経済状況の好転、他町村へ転出等）には、必ず教育委員会へ申し出てください。